



報道関係者 各位

令和3年10月27日

【照会先】

三重労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 森 孝志

主任産業安全専門官 西村 元

TEL 059 (226) 2107

## 建設業に対する墜落災害防止 緊急対応〔11・12月〕

### ～墜落・転落による労働災害が多発～

三重県内では、本年10月、建設業で3件の死亡災害が発生し、これ以外にも墜落により重篤な災害が発生しました。（別添1）

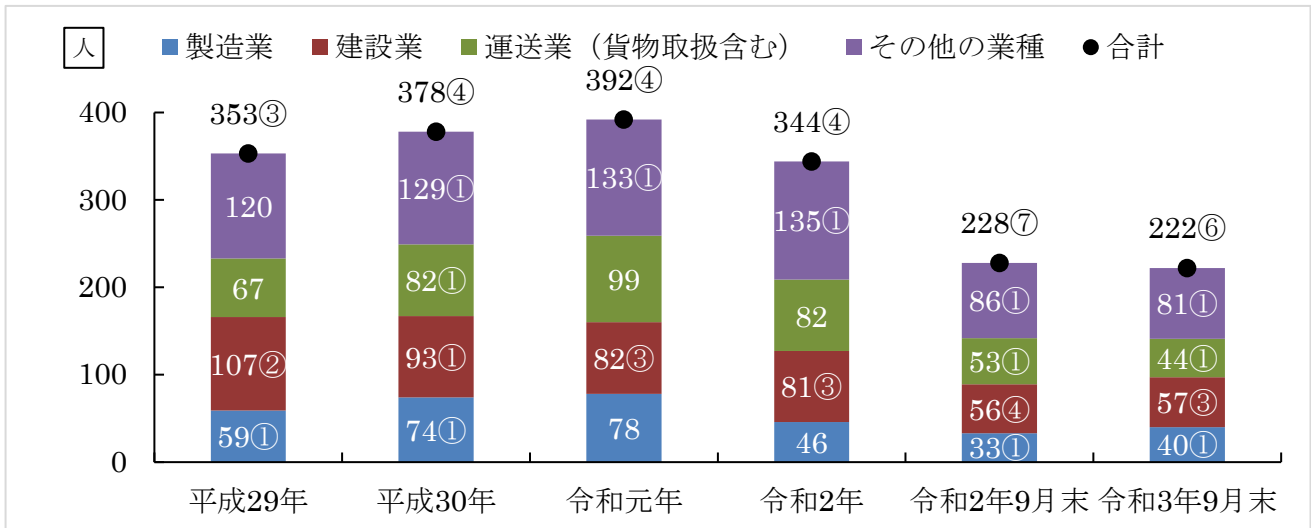
このような事態を受け、三重労働局では、11月1日から12月31日までを「**墜落災害防止強調期間**」と位置づけ、墜落災害が発生するおそれのある建設工事現場等に対する監督指導など、緊急対応を実施します。

#### 墜落災害防止強調期間の緊急対応実施事項

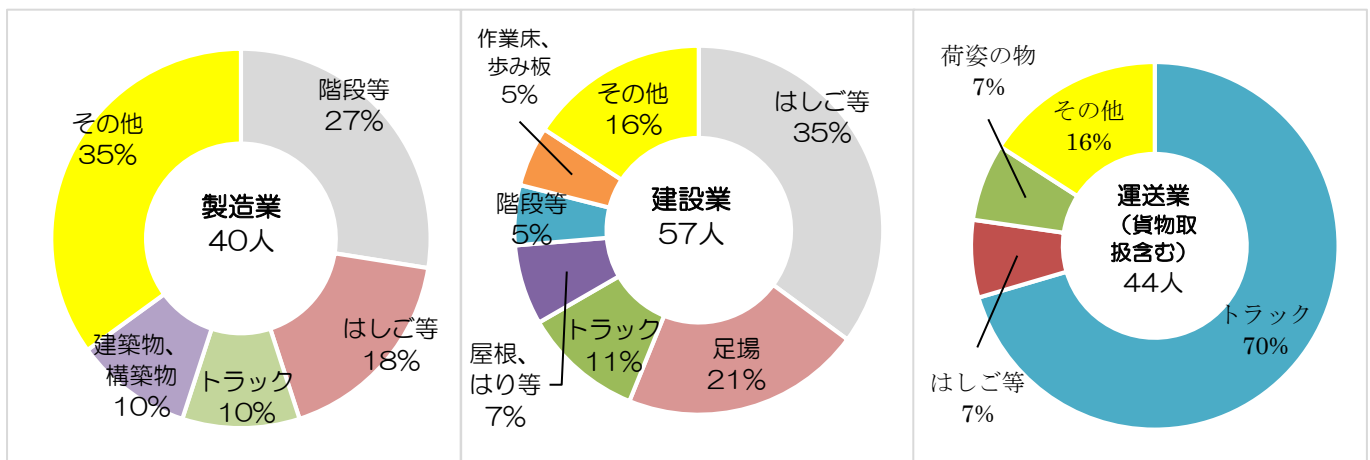
- 1 建設工事現場等に対する監督指導等  
建設工事現場、事業場を訪問し、次の内容を重点に監督指導等を実施します。
  - (1) 足場・屋根等からの墜落・転落災害の防止
  - (2) はしご・脚立・階段からの墜落・転落災害の防止
  - (3) トラックの荷役作業時における墜落・転落災害の防止
- 2 説明会等の実施  
各種説明会、労働基準監督署の窓口において、「リーフレット」（別添2）を配布し、周知啓発を実施します。
- 3 建設業関係機関への協力要請  
建設工事の発注機関、労働災害防止団体等に対し、建設工事現場等の指導の際、工事施工業者等に「リーフレット」（別添2）を配布のうえで安全総点検等を指導するよう、協力を要請します。



死亡災害の撲滅・死傷者数2,000人未満を目指し、「**死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動**」を展開しています。



墜落災害発生状況（起因物別：令和3年9月末現在）



墜落等による死亡、重傷災害の事例（令和3年10月15日現在）

発生月	業種	被災者年齢	災害発生状況
2月	製造業	60代	フォークリフトのフォークに装着したパレット上に乗り、当該パレットを約3mの高さに上昇させてテント倉庫のテントの捲れを直していたところ、約3m下に墜落した。（死亡）
2月	その他の建設業	50代	工場屋根の修理作業中、屋根スレートを踏み抜き、約7m下に墜落した。（死亡）
5月	建築工事業	20代	改築・解体工事現場において、建物2階で資材の片づけ作業中、床面の開口部から約4m墜落した。（負傷）
6月	建築工事業	10代	建築工事現場において、足場の解体作業中、約9m下に墜落した。（負傷）
8月	土木工事業	30代	トンネル等道路工事現場において、川に設けたブラケット足場上で測量作業中、約5m下の川へ墜落した。（死亡）
10月	土木工事業	40代	道路に設置した高さ1.6mの土囊 <sup>どろ</sup> の上で玉掛準備作業中、道路上に墜落し、さらに道路下1.8mの畑に墜落した。（負傷）
10月	土木工事業	50代	締固め用機械を運転し、躯体基礎 <sup>どろ</sup> 上を移動していたところ、躯体基礎の端から約3m下に転落した。（死亡）
10月	土木工事業	30代	道路工事現場において、舗装作業中、8tトラックにひかれた。（死亡）
10月	建築工事業	50代	シャッター取付工事中、作業床端から約6m下に墜落した。（死亡：一人親方）



# 墜落災害防止強調期間

～ 11月1日から12月31日まで ～

墜落による労働災害は、他の労働災害に比べ、怪我の程度が重くなっています。三重労働局・各労働基準監督署では、11月～12月を「墜落災害防止強調期間」として、墜落災害防止対策の徹底をお願いしています。

このチェックリストを活用して、墜落によるリスクの低減を図りましょう。

## □ 1 足場、屋根等からの墜落・転落災害を防止しましょう。

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

- ①足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置してください。※
- ②足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置してください。
- ③作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置してください。※
- ④フルハーネス型安全带等の高さに応じた墜落制止用器具を使用してください。※
- ⑤必要に応じて、墜落制止用器具を使用するための親綱を設置してください。※
- ⑥床材、手すりなどの点検、補修を行ってください。※
- ⑦作業手順を周知してください。
- ⑧新規入場者教育など必要な安全衛生教育を行ってください。※
  - ☑がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。
  - ※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。

### ※ 重要なお知らせ

令和4年1月2日以降、旧構造規格の墜落制止用器具（安全带）は使用禁止です。

## □ 2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害を防止してください。

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外しにより発生しています。

また、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ると死亡災害も発生しています。

はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

- ①移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止してください。
- ②はしごの上部・下部の固定状況を確認してください。※  
(固定できない場合は、他の人がはしごを支えてください。)

- ③はしごの上端を上端床から60cm以上突出させてください。
- ④はしごの立て掛け角度を75度程度確保してください。
- ⑤はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしてください。
- ⑥はしご、脚立の昇降時に手に荷物を持たずに昇降してください。
- ⑦脚立の天板に乗って作業をしないでください。
  - ☑がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。
  - ※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。



### □ 3 荷役作業時における墜落・転落災害を防止しましょう。

荷役作業の災害は、荷台作業中の足の滑り、つまづき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。

また、荷の固定中に固定具が外れた反動で転落する災害も発生しています。

- ①雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用してください。
- ②作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行ってください。
- ③トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動することを検討してください。
- ④やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしてください。
- ⑤2m以上の高所作業では安全な作業床を設置してください。※  
(作業床の設置が困難な時は安全ネットの設置又は安全帯を使用してください。)
- ⑥床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を設置してください。※
- ⑦墜落時保護用のヘルメットを着用してください。※
  - ☑がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。
  - ※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。

